

# 二戸労働基準監督署ニュース

## 1 労働安全衛生法が改正され、段階的に施行されます。

### 1 個人事業者等の安全衛生対策の推進

労働者と同じ場所で働く個人事業者等を労働安全衛生法による保護の対象及び義務の主体として位置づけ、注文者等や個人事業者等自身が講ずべき各種措置を定めました。

(1)注文者等の配慮 R7.5.14施行

(2)混在作業場所における元方事業者等への措置義務対象の拡大 R8.4.1施行

### 2 職場のメンタルヘルス対策の推進

公布後3年以内に政令で定める日から施行

ストレスチェックについて、現在当分の間努力義務となっている常用労働者数50人未満の事業場においても、ストレスチェックや高ストレス者への面接指導の実施が義務付けられました。

### 3 化学物質による健康障害防止対策等の推進

(1)危険性及び有害性情報の通知制度の履行確保 公布後5年以内に政令で定める日から施行

(2)営業秘密である成分に係る代替化学品名等の通知 R8.4.1施行

### 4 機械等による労働災害防止の促進等

(1)特定機械等の製造許可及び製造時等検査制度の見直し R8.4.1施行

(2)特定自主検査及び技能講習の不正防止対策の強化 R8.1.1施行

### 5 高齢労働者の労働災害防止の推進

R8.4.1施行

高齢労働者の労働災害の防止を図るため、高齢労働者の特性に配慮した作業環境の改善、作業管理などの必要な措置を講ずることが事業者の努力義務となりました。

また、国において、事業者による措置の適切かつ有効な実施を図るための指針を定めることとしており、事業者の方には、指針に基づいた取り組みを行っていただく必要があります。

## 2 令和7年1月～7月末の労働災害状況（速報値）

業種	令和7年	前年同期 (令和6年)	対前年同期		
			増減数	増減率	
製造業	食料品				
	水産食料品		1	-1	
	上記以外の食料品	8 (4)	3 (1)	5	166.7%
	繊維・衣服その他繊維製品	1		1	
	木材・木製品、家具・装備品	3	4	-1	-25.0%
	パルプ・紙、印刷・製本		1	-1	
	化学工業		2	-2	
	窯業土石	1 (1)	3	-2	-66.7%
	鉄鋼業、非鉄金属				
	金属製品				
	一般機械器具				
	電気機械器具				
	輸送用機械製造				
	電気・ガス		2 (1)	-2	
	その他の製造	2	2 (1)		
小計	15 (5)	18 (3)	-3	-16.7%	
鉱業					
建設業	土木工事	3	5	-2	-40.0%
	建築工事				
	鉄骨・鉄筋家屋	1 (1)	① 2	-1	-50.0%
	木造家屋	4 (2)	6	-2	-33.3%
	その他の建築工事	2	1 (1)	1	100.0%
その他の建設		3	-3		
小計	10 (3)	① 17 (1)	-7	-41.2%	
運輸交通業	道路貨物運送業	3	10 (5)	-7	-70.0%
	その他の運輸交通業	2 (2)	1 (1)	1	100.0%
貨物取扱					
農林業	農業	2 (1)		2	
	林業	10 (1)	② 12 (2)	-2	-16.7%
畜産水産業	畜産業	7	7		
	水産業	① 1	1 (1)		
商業	小売業	3 (2)	6 (3)	-3	-50.0%
	その他の商業	2 (1)	2 (1)		
通信業			1	-1	
保健衛生業	社会福祉施設	4 (4)	7 (2)	-3	-42.9%
	その他の保健衛生業				
接客娯楽業	旅館業		2 (1)	-2	
	飲食店	1 (1)	1		
	その他の接客娯楽業				
その他	ビルメンテナンス業	1 (1)		1	
	その他(上記以外の全ての業種)	5	10 (3)	-5	-50.0%
合計	① 66 (21)	③ 95 (23)	-29	-30.5%	

### 労働災害発生状況コメント

・7月に水産業で死亡災害が発生してしまいました。既に周知させていただいておりますが、はさまれ巻き込まれによる災害となります。

・製造業においては3件（16.7%）減少となっております。しかしながら、食料品製造業の増加が目立ちます。

・建設業については7件（41.2%）減少と大幅に減少しております。

・道路貨物運送業についても7件（70.0%）減少と大幅に減少しております。

・林業については2件（16.7%）減少と減少傾向は維持できておりますが、油断できない状況です。

・災害合計件数では29件（30.5%）減少と大幅に減少しております。

・死亡災害の撲滅に向けて、積極的な安全対策を是非ともよろしくお願いいたします。

(注) 労働者死傷病報告による休業4日以上での統計です。

○内は死亡者数（内数）です。

新型コロナウイルス感染症による死傷者を除く。

( )内は転倒災害者数（内数）です。

本紙に関する問合せは二戸労働基準監督署（TEL0195-23-4131）まで。